

# 第11回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年11月5日（金）
- 2 開会日時及び場所  
令和3年11月5日（金） 午前10時05分  
吾妻町ふるさと会館2階研修室第1
- 3 閉会日時 令和3年11月5日（金） 午前11時10分
- 4 委員氏名

## (1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

## (2)欠席者（なし）

## 5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女

## 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第62号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第63号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 議案第64号 土地改良事業に参加する資格について

---

午前10時05分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事開始の前にお願ひします。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。  
今回は、基盤強化法の集積計画では、山崎委員、笠原委員が関係者ですので議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明などのための発言は差し支えありません。

また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退室していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局（藤吉 文女君） 本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。

会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにちは。ご多用の中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

なお、今日は、もう一日中、長丁場となりますのでそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、始めます。

ただいまから、令和3年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、7番、草野英治委員、8番、中川實美委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、議案第64号、土地改良事業に参加する資格についてまでの議案7件となります。

それでは、日程第2、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第58号の朗読〕

議案書3ページ、受付番号34番から44番まで、11件の申請があります。

詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、そのまま各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査回関係分は、受付番号34番から35番となります。

受付番号34番は、長年管理してもらっていた方に売り渡す案件です。35番は後継者である子に贈与する案件です。

現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、受付番号34番から35番についてご質問がありましたらお願いします。

ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、受付番号36番から40番です。

受付番号36番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。

受付番号37番と38番は、相手方の希望のため譲り渡す案件です。

受付番号39番と40番は、耕作利便のため交換する案件です。

現地調査並びに協議結果においても特にも問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号36番から40番についてご質問がありましたらお願いします。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっといいかな。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 何番かな。38番、2反5畝で50万って、えらい安いですね。何か悪かいですか、畑が。

○議長（馬場 保君） 私が説明しましょうか。

ここは後ろは耕作放棄地で山。山と耕作放棄地があってその下、段々ですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そのときには、結局、1反幾らで買いたいという、まとめてですか。

○議長（馬場 保君） そうです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑はございませんか。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。  
草野委員。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、受付番号41番から44番です。

41番と44番は、遠方に住んでおり、耕作できないため譲渡する案件です。

42番は、耕作できないため贈与する案件、43番は規模拡大のため借り受ける案件です。

現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号41番から44番についてご質疑がありましたらお願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） よかですか。4番、池田です。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 調査会長に確認ですけど、41番の金額は確認は事務局がされたかどうか。調査会の中でこの金額が620万でいいのかどうかということ。これは後で事務局が確認されたかどうか。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 私がそれは提示したんですけど、一応、事務局について確認済みです。一応、それでもうしてくれということで。それで了解しました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑はございませんか。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号34番から44番は、申請どおり許可することにご異論ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第59号、農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請につ

いて、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第59号の朗読〕

議案書7ページ、受付番号2番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第59号、受付番号2番については、農地法第5条第1項、受付番号66番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第4、議案第60号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第60号の朗読〕

議案書9ページ、受付番号16番から22番まで、7件の申請があります。

詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号16番から20番です。

受付番号16番は、農業用倉庫と駐車場用地としての転用を計画されています。

申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

受付番号17番は、農家住宅用地の一部や転用する案件です。

申請地は、令和3年9月9日に農振除外されています。

10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断しましたが、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号18番は、農業用倉庫用地への転用計画の追認申請です。

申請地は、令和3年3月4日農業用用途区分変更がされています。

申請地は、農振農用地、農業用施設であることから例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号19番は、駐車場用地への転用を計画されています。

申請地は、農振白地、瑞穂総合支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号20番は、宅地擁壁の補強及び石垣の崩落防止のため、転用を計画されています。

申請地は、令和3年9月9日に農振除外済みです。

10ヘクタールの一団の農地の区域内にあることから第2種農地と判断しました。

受付番号16番から20番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号16番から20番についてご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。中部調査会関係は、受付番号21番から22番です。

受付番号21番と22番は、農業用倉庫用地への転用申請です。

申請地は、令和3年9月9日と10月12日にそれぞれ農振の用途区分変更が済んでおり、21番については、吾妻改良区の意見書で異議なしとなっております。

受付番号21番については、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

22番については、現地調査会の折さん、農地を掘りおこしてあり、これは違反に当たるということで、顛末書を出すようにということで、そういう結果になりました。それで、顛末書が出されていますので、問題はないということで、以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号21番から22番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第60号、受付番号16番から22番は、申請どおり許可することにご質疑ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説

明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第61号の朗読〕

議案書12ページ、受付番号59番から66番までの8件の申請があります。

詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号59番、60番となります。

受付番号59番は、一般個人住宅用地への転用を計画されています。

申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

供用地宅地と今回申請地を合わせると500平米を超えますが、現在の農業用倉庫を祖父がそのまま使いたいため、面積超過理由書が添付されている申請となっております。

受付番号60番は、資材置場用地へ転用する案件です。

申請地は、農振白地、瑞穂総合支所から300メートル以内の区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号59番から60番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号59番から60番についてご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、61番から66番です。

受付番号61番は、一般個人住宅用地への転用申請です。

申請地は、令和3年9月9日に農振除外されています。

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。

しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号62番も一般個人住宅用地への転用を計画されています。

申請地は農振白地、住宅は接骨院、駐車場に囲まれているため、第3種と判断しました。

受付番号63番は、農業用倉庫用地への追認案件です。

平成13年申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。

しかし、転用目的が農業用施設であるため例外的に追認できる案件と思われます。

また、吾妻改良区から異議なしとの意見書が添付されています。

受付番号64番は、一般個人住宅用地への転用を計画されています。

申請地は、農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。

しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号65番と66番は、同一人の申請で農業用倉庫、作業場として追認申請と、鶏舎及び倉庫への転用申請が上がっております。

申請地は、農振農用地区域内にある農地で、令和3年10月13日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されています。

鶏舎のほうは、昭和56年3月27日付で4条の許可が下りていましたが、その後、労働力不足になり計画を縮小していたとのことでした。

今回は、残地に後継者が倉庫を建設したいと変更承認申請されています。

受付番号61番から66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、受付番号61番から66番について、ご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっと教えてください。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） どのくらい超過を認めるわけですか、転用を。500を超えたごとに。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。基本的に県の指針で必要最小限の面積、それで、上限は500に。一般個人住宅は収めてくれろということで。

今、委員さんの言うことは、じゃあ500を超えたらどんぐらいまでということですね、個人住宅

で。基本的にその振り幅は基準はないとですけど、その超える理由のもちろん理由書をもらいますので、それだけちゃんと必要だなということだけを審議して認めてもらうということですね。一応、それなりの理由があれば。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 大体、基準的にどのくらいかなと。

○事務局（原田 誠二君） 越えるところについては、その辺の基準はないものです。

以上です。

そのために、超過理由書でこういう理由でということでもらっていますので、そのとき、それで、審議をしていただくということになります。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それぞれで、違うということで。

○事務局（原田 誠二君） はい。以上です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○委員（14番 東 康敬君） よろしいですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。例えば、敷地面積が600平米ぐらいから650平米ぐらいでそれを一括で500という数字の中で収まるかといったときに、あと150ぐらい残ったじゃないですか。その残った分は何の利用価値もない場所という形からすれば、見解としてはどういう見解でいくわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。一応、その場合、状況にもよるんですけど、まずはどういった計画かというのを立ててもらうんですね。それで、例えばそれだけ農地を残しても、例えば、周りももう宅地とか、そこへ入るにはその宅地を通らないと入れんとかですよ。いろいろな条件があると思うんですけど。

そのときには家庭菜園とか、そういうのでちゃんと計画を立ててもらえばいいのかなと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号2番及び議案第61号、受付番号59番から66番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第62号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決

定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第62号の朗読〕

議案書15ページ、整理番号1番から、議案書40ページ、整理番号49番までです。

整理番号1番から25番までは貸借に係る案件、26番から36番までは、所有権移転に係る案件、37番から49番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先で決定する一括方式になっています。

詳しくは、別添3を御覧ください。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第62号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から25番について、ご質疑ありませんか。

東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

もう一回事務局にお尋ねです。

この案件で、経営基盤強化法と3条申請と農地バンクと3つありますよね。これの明確な違いをここで説明をしてもらえますか。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。まず、農地法3条、これは基本的に農地の貸し借りと所有権移転ですね。

そこで、認定農業者を行わない一般の方たち、通常、これで行うということになります。

基盤強化法というのは、認定農業者、これも貸し借りと所有権移転ですね。

これは、一応、今のところについては認定農業者とこれから認定を取る方のみで一応しております。

基盤強化法で土地、3条よりも基盤強化法のほうが申請書もちょっと簡易になって、所有権移転の場合は手続・登記まで事務局がするようになります。

中間管理機構は今のところ貸し借りが多い。それで、間に長崎県の公社が入って、土地の所有者が公社に貸し付けて、公社が耕作者に転貸しをする。大まかに言うとそうです。よかですかね。

以上です。

○委員（14番 東 康敬君） よろしいですか。

それでは、今度、我々が経営基盤強化法で、審議をするときに、借主が認定農家か認定農家でないかというのはもう判断はできないわけですね。そこは事務局のほうで全部精査をして、議案書に上げてくるわけですね。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。事務局のほうで全部精査をしております。確認をしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑はございませんか。（発言する者あり）

ご質疑ございませんか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局から補足です。ちなみに先ほどの認定農家かどうかというのは、別添3の申請書の2枚目、経営農地の状況とか、その右上に「認定、取得予定」とあつとですけど、そこに一応丸はつけようとしております。申請のときですね。

一応、うちのほうでも確認はしております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

先ほどから貸し借りのときに事務局が認定農家かどうか確認しようとかということだったんですけど、我々の、私たちの、貸し借りばするときは本人に確認ばして認定農家かどうかは確認ばして基盤強化法が使える使えないということはしよつとですけど、やっぱり事務局に確認じゃなくて、自分たちが確認ばするべきことじゃなかかなと私は思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかに何かご質疑、ご意見等がありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号26番から36番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、農地中間管理事業に係る整理番号37番から49番について、ご質疑ありませんか。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

このあがっている案件で個別なものじゃないんですけど、ここを見れば、結構、使用貸借で前

も、昔も言うたことあつとですけど、使用貸借で上がっていて、本当にこの使用貸借であるならよかですけど、使用貸借でしとって本当は賃貸借というところがあるんじゃないかなんて思うとですけど、それはやっぱり賃貸借でやるなら賃貸借であげんばこの間のマルナンさんなんかのあれでその使用貸借としとけば3年間のそういう中間管理機構を通したときのメリットというか、そういうとは借主じゃなくて貸主のほうにメリットはなくなるわけですたいね。使用貸借であれば。もし誰でも何があるか分からんもんやけん、途中から本当に病気で返さんばいかんことなつたといつたときに、すぐ借主が見つければよかけど、見つからんところは使用貸借で借りとって、本当は田畑に1万じゃ2万じゃと言って年末に払いよるといふことであれば、それはあえてやらんことには3年間、農地中間管理機構が地代を払うて管理していくといふその中間管理機構を通したメリットがやっぱりなかもんけん、できたらやっぱり、今、使用貸借、使用貸借と。本当に使用貸借で借賃、賃借料ゼロならそれでよかですけど、本当に賃貸借が裏であつとるなら、賃貸借で上げるべきじゃなかなと思ひます。

今後、再契約されたりするときに、賃貸借がやっぱり、賃貸借で上げてもらわんことには3年間のメリットが受けられませんで、お願いしたいと思ひます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

これに対して、事務局から何かございますか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

今、内田委員が言われたとおり、あくまでもこれはもう契約なので、そこはちゃんとするように、機構のほうにも、以前そういうのは確認してお願いといふか、指導といふか、はしております。

今日、昼からの会議で機構の方が来られるので、そこで言ってもらえばと思ひます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

よろしいですか、内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） 昼から質問。

ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、山崎委員、笠原委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔5番 山崎委員 16番 笠原委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第62号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画で

あると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、山崎委員、笠原委員の入室を求めます。

〔5番 山崎委員 16番 笠原委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、ご報告いたします。

次に、日程第7、議案第63号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書41ページを御覧ください。

〔議案第63号の朗読〕

議案書42ページ、整理番号1番から2番です。

本案件は再配分となっております。

詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤促進協会法の規定に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第63号に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この案件は、事務局にお尋ねですけど、マルナンの関係のですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） すみません。事務局です。後で調べてから報告いたします。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第63号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第8、議案第64号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書44ページを御覧ください。

〔議案第64号の朗読〕

議案書45ページからが3条資格者名簿となっております。

その中で、52ページの54番林田光子さんを削除してください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明します。

本案件に係る農地については、所有者及び耕作者が土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると東部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件についてご質疑がありましたらお願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、事務局からよかでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（増富 浩彦君） 今の土地改良の3条資格承認については、別添4のほうに国見の宮田地区の事業計画変更概要書ということで添付しておりますので、事業関係の中身はそちらのほうを御覧くださればよいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑ございませんか。

○事務局（藤吉 文女君） 議長、すみません。事務局です。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（藤吉 文女君） 議案第63号、農用地利用配分計画で東委員からのご質問があった件の確

認が取れまして、マルナンの関係する件だそうです。

以上です。

○委員（14番 東 康敬君） 一応これだけあるということで。

○事務局（藤吉 文女君） はい。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第64号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決案件の審議は全て終了しました。

どうもありがとうございました。

ほか、事務局。

○事務局長（増富 浩彦君） 11時半ぐらいまで時間があるみたいなので、ちょっと事務局のほうから。

先ほどの森崎委員さんの宅地面積の超過理由書の件について、ちょっと最近、目についとるもんやけんが委員さんたちにちょっと、アドバイスのじゃなかですけど、考え方をですね。

農業委員会のこういう総会場でそんな500を必ず許可せんばいかんことじゃなかとです、その農地法でいけば。必要最低限。

だけん、極端に言えば、こんだけ農地がこうあって、ここに小さい家を建てるののにこんだけは要らんやろうというのをそんくらいの資料の中でも委員さんたちが、新しか委員さんたちは特に、その計画ば見て、まあここは本当面積要るのかっていうとも中にはあつとですよ。500でちょつきり。最初はもう500ばちょつきり。うち事務局も私の指導不足でしょうけど、500で行政書士あたりが分筆ばしてくつとですよ。

500を必ず許可せんばいかんということじゃなくて、きっちりとした計画を立てて500要るなら500までは許可できる。その500の中に。500平米というのは結構広かですもんね。

500の中に家を100平米の家を建てて、2人しか住まんと車が2台止めれるんだったら、500ちゅうとは基本的に要らないけんそういったところばこの総会資料でこれ見て質問とか出してもらえればうちの事務局のほうも勉強になりますし、そういったところはやっぱり突っ込んでもらいたいと思っておりますので、皆さんも大変でしょうけど、勉強がてら転用についてちょっと厳しく見てもらいたいなというのはあります。よろしく。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その場合、分筆料が高い。それで、この前もうちょっとこういった話を分筆料を考えたら。

○事務局長（増富 浩彦君） そこら辺もあらかじめ事務局では面積が幾らまでとか言わんで、500のそういう計画を立ててきて、残りが100平米残ればもうそこでは農業ばされんやろうということも分筆料のことを考えたら、農地へ残しても使い勝手が悪かろうという考えの下、じゃあ超過理由書を出してくださいと言って、今、600ぐらいまでは許可をしよるし、上限は法的には何もなかったけど、長崎県内ではやっぱ500を一般個人住宅は守ってくださいというふうになつとるんやけん、その中でやっぱ計画性を見て、この総会で同意をしてもらって許可を出すように、今後してもらいたいなとは思っております。

○委員（14番 東 康敬君） 取りあえず600のとき、最低限でというふうなところがいま話があったけど、その中でもやっぱり分筆はせないかんわけだよな。

○事務局長（増富 浩彦君） せんでよかです。

○委員（14番 東 康敬君） それで、その部分だけ家庭菜園というふうにみても構わんわけですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 基本的には宅地の中の農地で使う部分やけん宅地でよかとです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 6センチ角で20万しかせん農地が分筆料が三十何万といたら。

○事務局長（増富 浩彦君） ほかに何かありましたら皆さんでしゃべってもらえれば。特に新しくなられた委員さんたちは勉強する機会があまりなかったの。

午前11時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月 5日

議 長

署名委員

署名委員